

## 個人データの第三者提供に関する黙示による包括的な同意について

個人情報保護法では、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならないとされておりますが、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」により、以下の場合、黙示による包括的な同意が得られていると考えられます。

・加入者にとって利益となるもの、又は健保組合側の負担が膨大である上明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとは言えないものの利用範囲について、ホームページへの掲載等により明らかにしておき、加入者から特段明確な反対・留保の意思表示がない場合

なお、その取扱方法は、以下の通りです。

- (ア) 加入者は、健保組合が示す利用目的の中で同意しがたいものがある場合は、その事項についてあらかじめ本人の明確な同意を得るよう健保組合に求めることができます。
- (イ) 加入者が (ア) の意思表示を行わない場合は、公表された利用目的に加入者の同意が得られたものとします。
- (ウ) 同意及び留保は、その後加入者からの申出によりいつでも変更することが可能です。

当組合は、加入者の黙示による包括的な同意を得るものとして、次の利用目的を示します。同意されない場合は、書面にて当組合までお申出ください。

- ・高額療養費、付加給付を事業主経由で支給すること（給与口座に振り込むこと）
- ・医療費通知、資格情報のお知らせを世帯ごとにまとめて行うこと

以上